

令和二年十一月六日受領
答弁 第二号

内閣衆質二〇三第二号

令和二年十一月六日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出減収補填債の対象拡大と緊急自然災害防止対策事業債の延長に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出減収補填債の対象拡大と緊急自然災害防止対策事業債の延長に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの減収補填債の対象となる地方税の税目については、地方税収の動向や地方公共団体の財政運営への影響を踏まえ、検討してまいりたい。

二について

お尋ねの緊急自然災害防止対策事業債の令和三年度以降の在り方については、「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」（平成三十年十二月十四日閣議決定）に係る防災・減災及び国土強靱化の今後の在り方や地方公共団体のニーズ等を踏まえ、検討してまいりたい。